

# 75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象 後期高齢者医療制度のお知らせ

よくある質問をまとめました。

ご不明な点は、国保医療係までお問い合わせください。

☎ 住民生活課国保医療係 ☎ 62-9723(内107・116) ✉ h-kokuho@memuro.net

## Q 後期高齢者医療制度は廃止されるの？

A 国の方針では、後期高齢者医療制度は廃止し、新たな制度へ移行することとしています。平成25年4月から、新たな高齢者医療制度をスタートさせる予定となっており、今すぐ廃止されるものではありません。



## Q 75歳以上の方は、後期高齢者医療制度に加入しないといけないの？

A そのとおりです。現制度では、75歳以上の方は必ず加入することになっています。これから75歳になる方も、誕生日から今まで加入していた健康保険を脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。加入のための手続きは不要です。誕生日の前月に保険証が郵送で届きますので、誕生日からお使いください。

なお、保険料は一人ひとりにかかります。原則として年金天引きで納めることになっていますが、年金天引きが開始されるまでに半年～1年程度かかります。



## Q 今後の保険料はどうなるの？

A 保険料は、2年ごとに保険料率を決めることになっており、平成22年度は保険料率が変わる年になっています。保険料率は加入者のために支払う医療費と、国や市町村、若い世代からの支援金の金額によって決まります。医療費は増加傾向にあり、保険料が上がることになりませんが、国が保険料の増加抑制の対策を検討中のため、まだ新しい保険料は決まっています。



## Q 年金天引きで保険料を納めているけれど、やめられるの？

A ご希望によって、口座振替に変更することができます。ただし、年金天引きから口座振替に切り替わるまでに、2～3か月かかります。ご希望の方は、国保医療係までご連絡ください。

### 【切り替えによるメリット】

税申告の際の「社会保険料控除」は、口座名義人の方が受けることができます。



## Q 窓口負担の割合が1割の人と3割の人がいるけれど、どうしてですか？

A 窓口負担割合は、その世帯の後期高齢者医療加入者の前年中の所得によって決まります。窓口負担は原則として1割負担ですが、「町民税の課税所得が145万円以上でかつ収入が383万円以上(世帯に75歳以上の方が複数いる場合は合計収入が520万円以上)の方」がいる世帯の後期高齢者医療加入者は、全員が3割負担となります。詳しくは国保医療係までお問い合わせください。



## Q 入院することになりましたが、事前にしておくことはありますか？

A 町民税が非課税の世帯に属している方は、「限度額適用認定証」が入院する際に必要です。お持ちでない方は、保険証と印かんをお持ちの上、交付申請してください。代理の方が来ても結構です。なお、町民税課税世帯に属している方は、特に事前にすることはありません。どちらかわからない場合は、国保医療係にお尋ねください。



## Q コルセットや弾性ストッキングなどの治療用装具を買いましたが…

A 医師の指示により購入した治療用装具は9割(もしくは7割)分の払い戻しが受けられます。詳しくは、国保医療係にお問い合わせください。



## Q 医療費が高額になったのですが…

A 1か月の医療費(保険適用分のみ)が下記の上限額を超えた場合、超えた額が高額療養費として支給されます。後期高齢者医療制度では、初回のみ申請が必要です。初めて該当になった方には、2～3か月後に申請書が郵送で届きますので、申請書を提出してください。2回目以降は、初回に申請した口座に自動的に高額療養費を振り込みます。

区分	1か月の窓口負担限度額		
	①外来 〔個人単位〕	②入院+外来 〔世帯単位〕	
現役並み所得者 (3割負担の方)	44,400円	80,100円+1% (44,400円)	
一般	12,000円	44,400円	
住民税 非課税世帯	8,000円	区分Ⅱ	24,600円
		区分Ⅰ	15,000円

